

警報発令時の措置等について

尾道市全小学校マニュアル

「台風・大雨などにおける対応」

1 朝の対応 臨時休業等

午前6時時点で警報が出ている場合

- ・「大雨，洪水，暴風」の警報
(尾三地域・県南部地域・広島県全域への発令の場合) ※注意報ではない

臨時休業

1日家庭で静かに過ごさせてください。(外出は控える)

2 学校での活動中の対応

- ・警報の発令あるいは発令が予測される場合
- ・警報発令はないが，地域的に豪雨となった場合(川の氾濫等の状況)

始業前において，午前6時以降に警報が発令になった場合も臨時休業です。すでに学校に来ている児童については，迎えに来ていただいて家庭に帰ります。迎えのない児童は職員が引率して帰します。

3 連絡体制

- ・臨時休業等の緊急連絡は，**緊急携帯メール**で，確実に早く伝えます。

状況を見て<始業後>

- ・学校での待機
- ・職員等による引率や保護者の迎えによる(集団)下校

4 注意事項

- ・増水しているので，登下校時等に川や池等には絶対近づかない(家庭でも指導を)
- ・自宅にいる場合は，外に出ないように過ごさせてください。



- ※ 注意報では，臨時休業とはなりませんのでご注意ください。
- ※ 市立中学校とは臨時休業への対応が異なりますのでご注意ください。
- ※ 6時に警報は発令されていない場合でも，臨時休業になる場合もあります。つきましては，配信メールを確認できる状況にしておいてください。なお，配信メールに入っていない家庭におかれましては，担任からの電話連絡となりますので，必ず連絡が取れる状況にしておいてください。
- ※ 臨時休業となった場合，外出をすることなく家庭で安全に過ごすことができるようご配慮ください。
- ※ 通常通り登校となった場合，職員が登校時に巡回パトロールします。集団登校に遅れないよう，よろしくお願いいたします。